

あわら市地域防災計画改定業務委託

プロポーザル実施要領

令和6年4月

総務部総務課 防災安全対策室

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
3	見積上限額	1
4	スケジュール	2
5	実施形式	2
6	参加資格	2
7	募集方法	3
8	優先契約交渉事業者決定方法	3
9	参加申込方法	3
10	企画提案書等の提出	4
11	見積書の提出	5
12	質問受付及び回答	5
13	プレゼンテーション	6
14	審査基準	7
15	契約の交渉及び締結	8
16	情報公開及び提供	8
17	提出書類の取扱い	8
18	失格事項	9
19	その他	9
20	事務局（問合せ・提出先）	9

1 目的

あわら市では、令和5年7月に豪雨、令和6年1月1日に能登半島地震の災害が連続して発生し、いずれも甚大な被害を受けている。このようなことから、効果的な防災対策を検討するとともに、防災関係法令の改正や防災基本計画及び福井県地域防災計画などの上位計画との整合を図り、直近の実災害における対策を反映した地域防災計画とするための改定を目的とする。

なお、主な改定の方針としては、次の4点とし、あわら市地域防災計画に反映することとする。

①市民に対する防災意識向上

市民の自助・共助力を向上させるための施策を実施する。

②地域住民や企業等との連携

地域住民や企業等と連携のもと、地域防災力を高め、発災時の被害軽減に繋げる。

③今後の社会情勢を反映し、計画の実効力を高める。

少子高齢化、人口減少、DX化、多様性配慮の視点を取り入れるなど、新しい社会情勢に応じた防災対策の方向性を示し、計画の実効力を高める。

④庁内各部局の誰が何をいつするのかを明確化する。

庁内の各部局における処理事項、責任を明確化することにより、迅速かつ適切な災害対策本部運営ができるようにする。

2 業務概要

(1) 件名

あわら市地域防災計画改定業務委託

(2) 業務内容

別添「あわら市地域防災計画改定業務委託仕様書」のとおり

(3) 納品場所

あわら市市姫三丁目1-1

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

3 見積上限額

4,100,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 スケジュール

実施内容	実施期間
実施について公告 参加申込書の配布 仕様書等の説明図書の配布	令和6年4月10日(水)
参加申込書による参加申込受付締切	令和6年4月26日(金) 午後5時まで
質問書の受付開始	令和6年4月10日(水)
質問書の提出締切	令和6年4月19日(金) 正午まで
質問への回答期限	令和6年4月24日(水)
参加資格の結果通知	令和6年4月26日(金)
企画提案書及び見積書の受付開始	令和6年4月26日(金)
企画提案書及び見積書の提出締切	令和6年5月17日(金) 午後5時まで
プロポーザル審査	令和6年5月28日(火)
プロポーザル審査結果通知書による通知	令和6年5月下旬から6月上旬(予定)
契約締結	令和6年5月下旬から6月上旬(予定)

5 実施形式

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての十分な知識を備えるとともに、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) あわら市競争入札参加資格を有していること。
- (2) あわら市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成16年3月1日訓令第30号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) あわら市暴力団等排除措置要綱(平成25年4月1日)の措置要件に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (6) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 本業務に関する十分な実績を有し、かつ、業務を遂行する能力を有すること(過去10年以内に、地方公共団体において、本業務と同種又は類似の業務を行った実績を有していること。)

- ※ 参加申込書の提出時点において要件を満たしていた事業者が契約締結までに「18失格事項」に該当したときは、その時点で参加資格を失うものとする。

7 募集方法

プロポーザルの実施についての公告を市公式ホームページで行う。併せて、参加申込書及び仕様書等の説明図書を市公式ホームページで公開する。

なお、説明図書の配付については、主管課窓口では行わないものとする。

8 優先契約交渉事業者決定方法

- (1) 優先契約交渉事業者（以下「候補者」という。）は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 候補者は、別に定めるところにより置く「あわら市地域防災計画改定業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき、審査委員会委員長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準（後述）に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い事業者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その事業者と合意に至らない場合は、評価点の合計が次に高い候補者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会委員の多数決により選定する。
- (6) 選考結果は、参加事業者全てに通知する。
- (7) 参加事業者が1者になった場合でも審査を行い、各審査委員会委員の評価点の平均が満点の2分の1以上である場合に限り、候補者として選定する。

9 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（第1号様式）及び過去10年以内に地方公共団体において、業務を行った実績が分かる資料（契約書等）の写し・・・1部

イ 印鑑登録証明書（正本）・・・1部

ウ 会社更生法の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていないこと等についての宣誓書（第2号様式）

(2) 提出期限

令和6年4月26日（金） 午後5時（必着）

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

電子メールで提出するものとする。メール件名を「【事業者名】あわら市地域防

災計画改定業務委託（参加申込書）」とし、提出書類をPDFファイルで添付した上で送付するものとし、送信確認の電話連絡をすること。

(5) 提出先

あわら市総務部総務課防災安全対策室（詳細は9ページに記載）

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書（表紙）（第4号様式）をつけ、企画提案書（任意様式）を提出するものとする。

(2) 記載内容

企画提案書は、表1の項番順にしたがって、記載すべき事項の内容に基づいて作成すること。

【表1】

項番	項目	評価項目	企画提案書に記載すべき事項
1	会社概要	企業評価	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり必要な事項
2	本業務の実績		地域防災計画等の地方公共団体における策定または改定業務を行った計画に関する立案を含む業績内容
3	業務体制表	業務評価	契約締結後における業務の実施体制（管理責任者及び担当者の役職・氏名・所属、実務経験年数、主な同種・類似業務の業務実績及び担当する業務等）
4	業務工程表		本業務の工程表及び当市と事業者の役割分担の明示
5	提案内容		仕様書の「委託内容」に掲げる各項目についての具体的な提案
6	その他		独自の提案があれば、具体的に記載する。

(3) 提出期限

令和6年5月17日（金） 午後5時（必着）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

電子メールで提出するものとする。メール件名を「【事業者名】あわら市地域防災計画改定業務委託（企画提案書）」とし、提出書類をPDFファイルで添付した上で送付するものとし、送信確認の電話連絡をすること。

(6) 提出先

あわら市総務部総務課防災安全対策室（詳細は9ページに記載）

(7) 提出上の留意点

- ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- イ 様式は任意であるが、記載順として、表1の項番の順とする。また、表紙を含めてA4版10ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
- ウ 表紙には、企画提案書（表紙）（第4号様式）を使用すること。
- エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものにならないよう留意すること。
- オ 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会からの要請のあったものについてはこの限りではない。
- カ 提出後の書類（データ）は返却しない。

11 見積書の提出

- (1) 企画提案書とは別に、仕様書での要求要件を全て満たすために必要となる見積書及び内訳書を提出すること。（任意様式）
- (2) 見積書には、事業者の所在地・商号又は名称・代表者肩書き・氏名・代表者印を記名押印すること。
- (3) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格となるため注意のこと。
- (4) 提出期限
令和6年5月17日（金） 午後5時（必着）
- (5) 提出部数
1部
- (6) 提出方法
電子メールで提出するものとする。メール件名を「【事業者名】あわら市地域防災計画改定業務委託（見積書）」とし、提出書類をPDFファイルで添付した上で送付するものとし、送信確認の電話連絡をすること。
- (7) 提出先
あわら市総務部総務課防災安全対策室（詳細は9ページに記載）

12 質問受付及び回答

実施要領等及び企画提案書等に関して質問がある場合は、所定の質問書（第5号様式）を次により提出すること。

なお、期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。

- (1) 受付期間
令和6年4月10日（水）から同年4月19日（金）まで（正午までに必着）
- (2) 質問方法
質問事項は、質問書（第5号様式）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。
メール件名は「【事業者名】あわら市地域防災計画改定業務（質問書）」とし、電子メール送信後に担当まで送信確認の電話連絡をすること。質問を受信後、着信した旨の確認メールを返信する。

なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本業務の申請に必要と判断される質問のみを受け付ける。

(3) 提出先

あわら市総務部総務課防災安全対策室（詳細は9ページに記載）

(4) 回答

提出されたすべての質問と回答について、回答書（第6号様式）により電子メールで全事業者へ通知するとともに、市ホームページで公開する。

なお、回答及び市ホームページの公開は、令和6年4月24日（水）までに実施する。

13 プレゼンテーション

(1) 概要

ア 審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、5名とする。

ウ リモートによる参加は不可とする。

(2) 日時

令和6年5月28日（火）とし、提案事業者に参加資格審査結果通知書（第3号様式）により通知する。

(3) 場所

あわら市役所

(4) 審査基準

ア 「14 審査基準 表2」の各評価項目に対し、1点から5点までの評価採点を行う。

イ 審査は審査基準に基づき、企業評価及び業務評価の視点から評価を行う。

ウ 全委員の採点を合計して平均点を算出し、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。

エ 上記項目により、企業評価及び業務評価の委員1人当たりの最高点は50点とする。

(5) 審査方法

ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

イ プレゼンテーションへの参加人数は3人以内とし、実際に業務を委託した際に主として担当する者を出席させること。

ウ 実施時間は、1事業者につき30分以内（原則として、プレゼンテーションで20分以内及び質疑応答10分以内）とする。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合、電子データを持参すること。

なお、パソコン、プロジェクター、コード類及びスクリーンについては市が用意するため、使用する事業者は企画提案書提出時に申し出ること。

オ 審査は個別に行い、非公開とする。ただし、プレゼンテーションの内容は、録音する場合がある。

カ 開始時間、会場等詳細は、後日連絡する。

(6) 審査結果

審査の結果は、プロポーザル審査結果通知書（第7号様式）により電子メールで通知する。なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、優先契約交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、通知日から指定された日時までの期間において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。

14 審査基準

企業評価及び業務評価の審査基準は、表2のとおりとする。重要な項目については、評価点を2倍または3倍とする。

【表2】

No	評価項目	評価対象	詳細・着眼点	重要度
1	企業評価	経営規模の妥当性	資本金、売上金、経営状況等に問題はないか。	
2		同種業務の実績	本業務と同様の受託実績があるか。また、地方公共団体における実績（計画の立案を含む）は豊富か。	
3	業務評価	業務体制	本業務の責任者は、地域防災計画に関するコンサルティング業務において、業務責任者としての経験が豊富で、十分な能力・資格等を有しているか。	
4		業務工程	本業務の業務工程が具体的に提案され、また、それが実現可能であるか。	×2
5		作業分担	当市と事業者の役割分担の内容が的確かつ具体的で当市の負担軽減となるような工夫が提案されているか。	
6		提案内容	市が示した地域防災計画の改定方針を反映した提案がなされているか。	×2
7			国及び県、市の上位計画等と整合性がとれ、近年の災害事例を踏まえた課題解決のための提案が具体的に示されているか。仕様書にはない独創的な提案がなされているか。	×2

15 契約の交渉及び締結

(1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉事業者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されてない場合又は協議が調わなかった場合は、次点の交渉事業者との協議に移るものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、契約優先交渉事業者から提出された見積額を超えない額とする。

(3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

16 情報公開及び提供

(1) 情報公開及び提供の内容

ア 候補者決定前

実施要領、仕様書及びあわら市地域防災計画改定業務委託プロポーザル審査委員会設置要領（以下「審査委員会要領」という。）

イ 候補者決定後

実施要領、仕様書、審査委員会要領、決定された候補者及び審査結果（ただし、候補者以外は匿名とする。）

(2) 情報公開及び提供の方法

市ホームページ

17 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 当市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。

(4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した事業者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。

(6) 当市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、あわら市情報公開条例（平成16年あわら市条例第11号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先契約交渉事業者決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

18 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプロポーザル及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 価格見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

19 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局（後述）宛に提出すること。
- (3) 本プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

20 事務局（問合せ・提出先）

あわら市総務部総務課防災安全対策室 担当：高橋

電話：0776-73-8040（直通）

E-mail：soumu@city.awara.lg.jp